

## 学校生活のきまり

この「きまり」は、本校生徒として規則正しく快適な学校生活を送るために、必要な最小限度の注意事項を記したものである。諸君の自覚と責任に基づき、自主的に守らなければならない。

### 1 平日の日課表

8 : 35	予鈴
8 : 40 ~ 9 : 30	第 1 時限授業
9 : 40 ~ 10 : 30	第 2 時限授業
10 : 40 ~ 11 : 30	第 3 時限授業
11 : 40 ~ 12 : 30	第 4 時限授業
12 : 30 ~ 13 : 10	昼食休憩
13 : 10	予鈴
13 : 15 ~ 14 : 05	第 5 時限授業
14 : 15 ~ 15 : 05	第 6 時限授業
15 : 15 ~ 16 : 05	第 7 時限授業 (木曜日)

### 2 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻はしないこと。万一遅刻した場合は、直ちに職員室へ入室許可証をもらいに行くこと。
- (2) 遅刻、欠席する場合は、事前に必ず保護者に電話で、学校まで連絡してもらうこと。  
(電話は8時以降に)
- (3) 授業終了までは、無断で校外に出てはならない。病気等やむを得ない理由で早退する場合は、必ずホームルーム担任に届け出て早退届をもらうこと。

### 3 自習時間について

自習時間は自習担当の先生の指示に従い、教室内で静かに学習すること。

### 4 下校時刻について

下校時刻は、年間を通して、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 17時

(上記の時刻には、必ず校門を出ていること。)

### 5 昼食について

食事は、昼食休憩時にとること。

### 6 服装について

服装は生徒の教養、品性の現れである。清潔・端正・質素を旨として、高校生にふさわしいものであるように心掛けること。

(1) 冬 服 男女とも本校指定の制服

ア ブレザー

式典等の際は必ず着用する。日常的には着用を強制しない。

イ スラックス・スカート

スラックスをずらして履いたり（腰パン）裾を折ることは禁ずる。

スカート丈は膝頭が隠れる長さとし、ずらして履いたり（ヒップハング）短く折ったり、裾を上げることは禁ずる。

ウ カッターシャツ

式典等の際は、ブルー無地のカッターシャツを必ず着用すること。日常的には3種類のオプションカッターシャツ（ピンク無地、ブルーストライプ、ピンクストライプ）を着用してもよい。

エ ネクタイ・リボン

式典等の際は、スラックスの場合は青のネクタイ、スカートの場合は青のリボンを必ず着用すること。日常的には着用を強制しない。また、オプションのネクタイ・リボンを着用してもよい。ただし、自分の意思で着用する際には、カッターシャツの一番上のボタンを必ず留め、ネクタイ・リボンの結び目が一番上のボタンの上にくるように着用すること。

ネクタイ・リボンを下にずらして着用することは禁ずる。

(2) 夏 服 男女とも本校指定の制服

カッターシャツは半袖のオプションも含め、冬服と同様、ネクタイ・リボン・スラックス・スカートに関しても冬服と同様。

(3) ベスト・セーター・カーディガン

指定のベスト・セーター・カーディガン（それぞれ紺と白の2色）は適宜着用してもよい。

制服全般の注意

指定されたもの以外の着用は禁止する。

全ての制服において、変形することを禁止する。

教室・ロッカーなどに制服を置いて帰らないこと。

全てのものに記名すること。

(4) 防寒具

寒い期間中は手袋・マフラー・ジャンパー・コートの着用を認める。ただし、ジャンパー・コートを着用する際は、必ずブレザーを着用しておくこと。型および色は派手でないものに限る。

防寒具の校舎内での着用は禁ずる。

(5) 履 物

ア 登校時の履物は、革靴または運動靴とし、サンダル類は禁ずる。

イ 上履きは本校指定（学年色）のものとし、氏名を必ず記名すること。

(6) 頭 髪

頭髪は自然な状態のままにして、常に清潔を保つこと。パーマメント、染髪、脱色等は禁ずる。

服装・頭髪等の細部については、先生の指示に従うこと。

(7) 化粧・装飾品等高校生としてふさわしくない容姿は禁ずる。



## 7 旅行・アルバイト等について

(1) 学割を必要とする旅行等は学校休業日に限る。

(2) アルバイトは原則として禁ずる。やむを得ず実施する場合は、ホームルーム担任に「アルバイト届」を提出すること。なお、学業に支障のあるアルバイトは認められない。

(3) (1)または(2)を実施する場合は、必ず保護者の了解を得ておくこと。

8 生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について本証を必要とする者は、生徒旅客運賃割引証（学割証）交付願（所定用紙）をホームルーム担任に提出すること。

## 9 金品の紛失・拾得について

金品を紛失し、または拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届け出ること。万一の場合を考慮して、多額の金銭、貴重品は学校に持ってこないこと。もし持ってきたときは下足ロッカーに保管し施錠するなど十分注意すること。その他、持ち物などには、はっきり記名し、できるだけ身近におくよう心がけるなど紛失・盗難等の予防に十分配慮すること。

## 10 個人ロッカーについて

学校の備品なので、大切に扱うこと。また、使用に当たっては、整理整頓を心掛けること。必ず施錠すること。

## 11 校舎・運動場の使用について

管理責任者の許可を受けて使用すること。

## 12 自転車通学等について

自転車通学を希望するものは、生徒指導部の許可を受けること。詳しくは「自転車通学者に対する注意事項」を参照せよ。

## 13 禁止事項

次にあげるような行為は、法律または生徒としての本分に反するものとして厳禁する。

- (1) 喫煙・飲酒
- (2) 暴力・窃盗・脅迫等の行為
- (3) 不健全な場所への立ち入り
- (4) 考査時の不正行為
- (5) 自動車・バイクの通学は厳禁。同乗・制服乗車も同様。三ない運動を推進していません。(単車等の免許を取らない、単車に乗らない、単車を買わない)
- (6) その他、生徒としての本分に反する不正・不純行為、または生徒として著しく品位を傷つける行為

## 14 建物・器物等の汚損について

建物・器物等の共同使用物は、特に注意して大切に取扱い、汚損または破損しないこと。万一、故意または過失によって汚損または破損した場合は、定めによって弁償させることがある。

## 15 怠学について

生徒の本分である勉学に努めること。怠学を繰り返す場合は懲戒指導の対象となる。

## 16 携帯電話について

登校時より終礼終了時まで校内使用禁止。持ってきた生徒は、必ず下足ロッカーに施錠して保管すること。違反した場合は、一時預かりとする。

## 17 その他

- (1) 夜間の外出は差し控えること。やむを得ず外出する場合は、必ず家人に行き先、用件等を告げること。
- (2) 交通法規・交通道徳を遵守し、事故の加害者あるいは被害者とならないように十分注意すること。事故のあった場合は、必ずホームルーム担任および生徒指導部に連絡すること。

## 自転車通学者に対する注意事項

- (1) 自転車通学を届け出た者は、許可ステッカーを自転車後輪の泥よけにはること。
- (2) 許可の期間は卒業までとする。
- (3) 自転車の保管については、できるだけ頑丈に施錠し、みずからその責任を負うものとする。
- (4) 交通ルールを守り安全運転に十分注意すること。イヤホン・携帯電話を使用しながらの運転、二人乗り、並走、車道の右側走行、傘さし運転は禁止。
- (5) 自転車の変形・改造をしないこと。ブレーキ・ハンドル・ライト等常に整備に努めること。
- (6) 雨天時はレインコートを使用すること。傘さし運転は禁止。
- (7) ステッカーの破損・紛失のときは、生徒指導部に届け出て、再交付をうけること。
- (8) 自転車通学の必要がなくなった場合は、担任および生徒指導部に届けること。
- (9) 以上の注意事項を守らない場合には、許可を取り消すことがある。
- (10) 卒業後はステッカーをはがすこと。